

令和5年3月6日開催

第12回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第12回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年3月6日(月)

2. 開催時刻 開 刻 13時44分  
閉 刻 14時05分

3. 開催場所 遠軽町議会議場

4. 出席委員 15人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	4番	笹原	仁
委 員	5番	西	美紀
委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	9番	岡田	一司
委 員	10番	石山	幸一
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	14番	西原	弘子
委 員	15番	原田	喜一郎
委 員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 3人

委 員	3番	菅井	誠
委 員	6番	菅井	美徳
委 員	7番	林	秀和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	12番	大村	明
委 員	16番	早川	剛司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農  
用地利用集積計画について

議案第 5 号 あっせん委員の指名について

議案第 6 号 遠軽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関す  
る指針」を定めることについて

#### 7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当主任	加藤 一実
農地・農業振興担当主事	松尾 和康

#### 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和 4 年度第 12 回（R5.3.6）遠軽町  
農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数 18 名中、出席委員 15 名であります。  
「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」に規定する出席人数は、過  
半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第 1  
3 条第 2 項」の規定により、議長において指名することとなっております  
ので、12 番 大村委員、16 番 早川委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせ  
ます。

（事務局長 諸般の報告）

#### ◆ 諸般の報告

1. R5. 2. 6（月）13：30～  
第 11 回農業委員会総会

2. R5. 2. 27（月）  
遠軽町農業担い手協議会役員会

#### ◆ 今後の予定

1. R5. 3. 9（木）～17（金）  
遠軽町議会定例会

2. R5. 3. 15（水）13：30～  
北海道農業会議第 94 回通常総会  
農業委員永年勤続表彰

令和4年度市町村農業委員会会長・事務局長会議

4. R5. 3. 17 (金) 13:30～  
令和4年度第2回北海道農業者年金協議会理事会
5. 令和5年度第1回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
　　　　(質疑なしの声)

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

議長 　それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
　　　　(事務局 議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－札幌市 ●●●  
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿、原野・畑・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「合計 67, 124」

3 通知の理由

平成26年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

その 2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－札幌市 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 5 筆」・地目「公簿、原野・畑・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「合計 47, 119」

3 通知の理由

令和 3 年 7 月 15 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 1 号その 1 についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 次に、議案第 1 号その 2 についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

整理番号5につきましては、所有権移転でございます。

整理番号5・所在「●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積(㎡)「55, 215」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡」・借主「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(㎡)「畑 326, 949」・申請理由「経営規模拡大のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

続きまして、整理番号6について説明します。

整理番号6につきましては、所有権移転でございます。

所在「●●●」・地番「●●筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積(㎡)「50, 807」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡」・借主「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(㎡)「畑 319, 790」・申請理由「経営規模拡大のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「整理番号5」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「整理番号6」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号それでは、議案第1号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」の1件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所氏名

譲渡人－紋別郡遠軽町●●●●

無職 ●● ●●

譲受人－紋別郡遠軽町●●●●

獣医 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●●」・地番「●●●」・地目「公簿－畑・現況は畑」・面積（㎡）「499」

3 申請の理由

譲渡人 － 譲受人の強い要望により譲渡したい

譲受人 － 自己住宅建築用地として譲り受けたい

4 施設の概要

名称「住宅」・棟数「1」・面積（㎡）「195」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農地を一般住宅に転用するものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

転用についてはやむを得ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」2件を議題とします。事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号57につきましては、所有権移転でございます。

整理番号57、所在「●●●」・地番「●●外12筆・地目「公簿、現況は全て畑」・面積(㎡)「62,594」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R5.3.15」・支払期限「R5.4.27」・金額(円)「4,380,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

整理番号58、所在「●●●」・地番「●●外3筆・地目「公簿、現況は全て畑」・面積(㎡)「63,255」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R5.3.15」・支払期限「R5.4.27」・金額(円)「4,420,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、1月の第10回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。なお農地保有合理化事業を利用するため一旦、公益財団法人 北海道農業公社が所有権を取得するものであります。

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「整理番57」についての質疑を行います。質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

これより、議案第4号「整理番58」についての質疑を行います。質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外42筆」・地目「公簿、  
現況全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「43筆合計535,460」

3 あっせん申出の内容  
売買  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して  
おりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第5号のあっせん委員は、1番 梶田委員、  
14番 西原委員 をそれぞれ指名します。

各委員は、よろしくお願ひします。

議 長 次に議案第6号「遠軽町農業委員会(農地の利用の最適化の推進に関する  
指針)を定めることについて」を議題とします。

事務局 この指針についての作成は努力義務でしたが今年度中に指針を定めることに変更となったため総会に提案するものです。20ページをお開きください。中段従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施することとなりました。また、利用状況調査によって、再生利用が困難と区分されたについては、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化するとされました。なお、農業委員会として地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組むとしております。

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和4年度 第12回遠軽町農業委員会総会を閉会します。